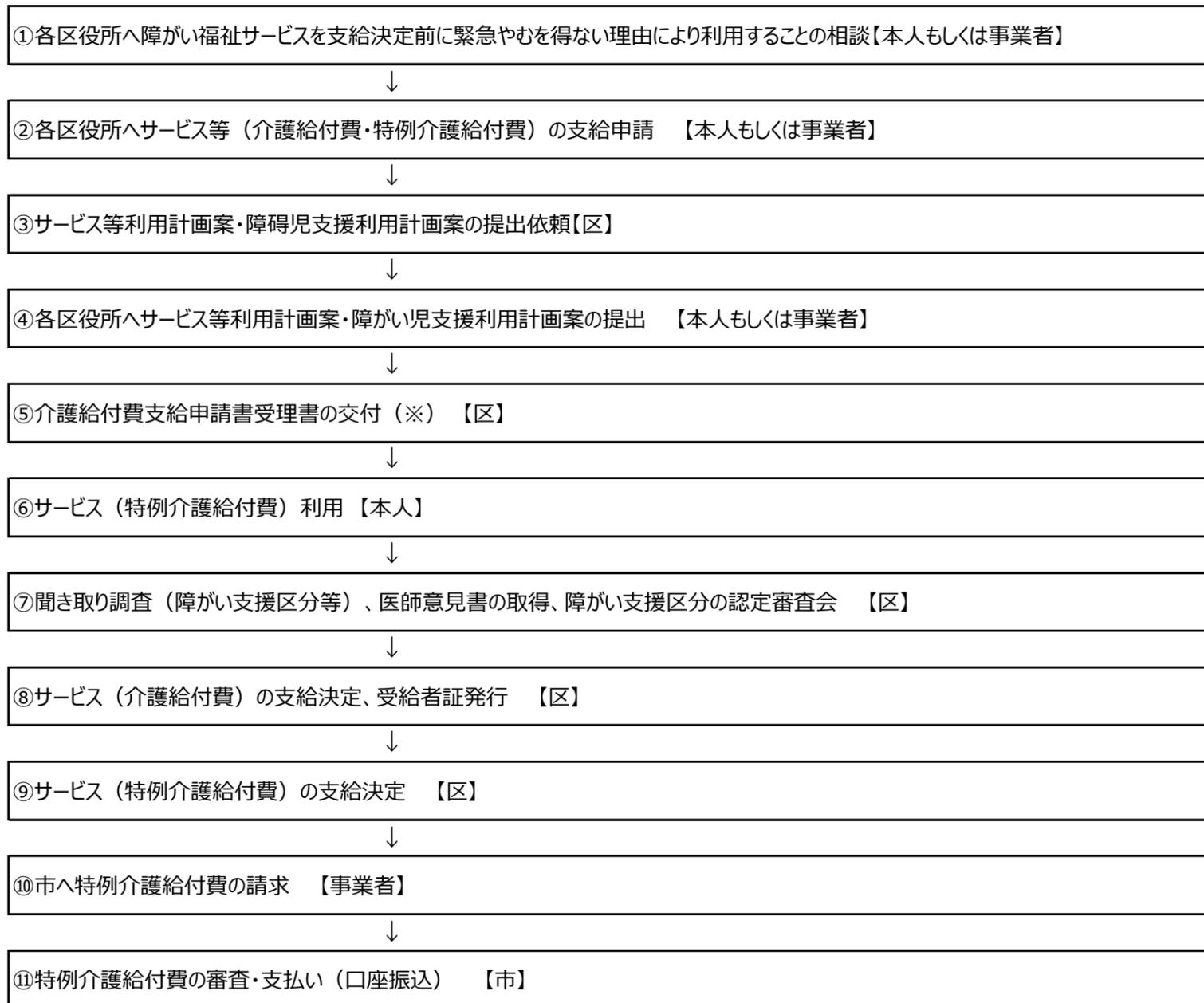


特例介護給付費の代理受領方式の流れ



※介護給付費支給申請書受理書をもって、障がい福祉サービスを支給決定前に利用することが可能となりますが、障がい支援区分認定の結果、非該当となった場合、利用されたサービスの費用は、すべて利用された方のご負担となります。また、特例介護給付費として支払われるのは、障がい福祉サービスで支給決定されたサービスの種類・支給量の範囲内となるため、決定されていないサービスをご利用になった場合、または決定された支給量を超えてサービスをご利用になった場合、超えた分のサービスにかかる費用は、利用された方の負担となります。